



SCIENCE
BASED
TARGETS

DRIVING AMBITIOUS CORPORATE CLIMATE ACTION

CORPORATE NET-ZERO STANDARD SBTi企業ネットゼロ基準 バージョン2.0

エグゼクティブ・サマリー

2026年6月



sciencebasedtargets.org



[/science-based-targets](https://www.linkedin.com/company/science-based-targets)



[@sciencetargets](https://twitter.com/sciencetargets)



info@sciencebasedtargets.org

ACKNOWLEDGMENTS

This translation was kindly reviewed by Haga Akihiko, WWF Japan.

免責事項

本書の作成には相当の注意を払っておりますが、Science Based Targets initiative (SBTi) は、明示と黙示を問わず、本書の内容について、その正確性、完全性、十分性、目的適合性を含めて表明も保証もせずに本書を提供することを確認します。さらにSBTiは、本書もしくは何らかの発言の利用、その他に関連する損害または損失について、直接的と間接的とを問わず、不法行為により、契約上、法律、その他により生じたものを問わず、法律で許可される最大の範囲ですべての義務、賠償責任もしくは責任(のあらゆるもの)を一切否認します。

本書に記載する情報(データを含めて)は、いかなる助言(法的、財務上、その他を問わず)の根拠とすることも意図していません。SBTiは、本書内の何らかのデータもしくは情報の利用、またはそれらに依拠したことから生じるあらゆる請求もしくは損失について一切の義務、賠償責任もしくは責任を認めません。

可能であれば、SBTi基準と同一の主題を取り扱う規制体制との相互運用性を確保するよう努力しておりますが、SBTi基準の遵守を規制・法律遵守に代わるもの、もしくはその保証と受け止めるべきではありません。企業に対しては、国家、地方、地域の該当する法域で法規制に適合する、またはそれらを上回るよう確実を期すため、独立した法的助言を受けることを推奨します。

本書は著作権により保護されています。本書の情報または素材は、改変せずに個人的な非営利用途に限って複製することができます。その他のすべての権利を留保します。本書に使用した情報または素材は、英国1988年著作権、意匠及び特許法(随時改正)(以下、「著作権法」)により許可される私的研究、批評、レビューを目的とする場合に限り使用することができます。著作権法により許可されるあらゆる複製には、選択する抜粋、引用、図表、内容、その他の情報の出典が本書であることを明記するものとします。

SBTiは、既定の改訂スケジュールに従い、または最新の排出シナリオ、規制上、法律上の、もしくは科学的な進展もしくは温室効果ガス(GHG)算定のベストプラクティスの変更を反映するために望ましい場合、本書を改訂する権利を留保します。

本書内の情報およびあらゆる変更・修正案は暫定的なものであり、利害関係者の意見、組織のニーズ、その他の検討事項(場合によります。)に基づいて変更される場合があります。

「Science Based Targets initiative」および「SBTi」は、イングランドで設立された会社登録番号14960097の非公開会社であり、英国登録慈善団体番号1205768のScience Based Targets initiativeを指します。

© SBTi 2026

エグゼクティブ・サマリー

免責事項: このエグゼクティブ・サマリーは、利害関係者に概要およびガイダンスを提供することを目的としており、本基準の規範部分を構成するものではありません。要件の全対象範囲については、基準本文を参照すべきです。本基準のすべての翻訳版は、情報提供のみを目的としています。不一致または疑いが生じた場合、公式英語版の同基準を参照すべきであり、それを決定版と見なすものとします。

はじめに

The Science Based Targets initiative (SBTi) のミッションは、遅くとも2050年までのネットゼロ達成と整合する形で、科学に基づく企業の気候アクションを加速し、今世紀末までの気温上昇を1.5°Cに抑える国際的な取組に貢献することです。今日までにSBTiと共同で目標を設定した企業は1万1,000社を超え、これらの企業は国際的な気候目標の達成に寄与しながら明確な事業上の利益を実現しています。

しかし、幅広い参加を得たコンサルテーションから明らかとなったのは、炭素制約の厳しい世界で移行リスクを管理し、ビジネスの強靱性を強化しながら、企業の競争力を維持することができる企業気候アクションに関する共通基準が今なお必要であるということです。企業ネットゼロ基準バージョン2.0は、各企業のさまざまな背景、それに付随する排出量削減の機会と課題を許容し、各企業が持つ脱炭素化のための活用可能な手段に整合させました。また、炭素排出量の算定方法や市場手段といった、発展中の枠組みとも相互運用性があり、これまでのアプローチとの連続性も確保しています。改訂版の本基準は、10年間にわたる経験と知見の蓄積、幅広い参加を得たコンサルテーション、パイロットテストを反映し、SBTiの大きな前進を表しています。

企業ネットゼロ基準バージョン2.0には、以下の重要な新しい特徴が含まれます。

- 市場間で差別化したアプローチ: 企業ネットゼロ基準バージョン2.0には、中小企業や低所得国企業への配慮が含まれます。
- 背景に応じたアクション可能な目標の設定: 企業各社は、資本ストック、サプライチェーン／バリューチェーン、セクター、地域といったさまざまな背景における排出量削減の機会を反映したスコープ1～スコープ3目標を設定します。企業のネットゼロ移行のベストプラクティスとして急速に定着した、移行計画とのつながりも強化しました。企業は2つ以上の短期目標を定めることとなり、また全体を包括するネットゼロ目標の設定を選択することもできます。
- 最善の努力を基礎とする透明性の高いアクション: 目標は、主要な前提条件と依存関係について透明性を確保しつつ、最善の努力に基づき追求されます。企業各社は、利用可能なすべての手段を活用して排出量を削減し、実施の障壁に対処することが期待されます。これは商業的インセンティブとの一致、定期的な保証を含む透明で継続的に精査される進捗報告、次期サイクルの目標設定における最低限の進捗基準によって確保されます。
- 利用可能なすべての手段を活用して排出量削減を実現: 企業は、科学に基づく目標の設定後、それを実施するアクションを取ります。企業ネットゼロ基準バージョン2.0では、自社オペレーションやバリューチェーンの排出量の直接削減から、適切と認められる場合はより広範囲の活動プールおよびセクターレベルの取組みに至るまで、アクションの優先順位を明確にする実施ヒエラルキーを導入します。これらのアクションは、ガードレール（適用上の制約条件）を前提に、エネルギー属性証書や様々なCoCモデルのコモディティ証書（マスバランス方式やブック・アンド・クレーム方式など）といった市場ベースの手段を活用することも可能です。

- 進捗を継続的に評価、開示、強化：進捗と実施上の課題、そしてそれに対応するためのアクションに関する年次報告と定期評価、目標サイクル終了前または終了時に新しい目標を設定する（排出量と目標との間にギャップがある場合も含めて）というプロセスにより、ネットゼロ経路との継続的な整合を徹底します。この継続的改善のプロセスを通じて、企業はSBTiの枠組みに沿いながらネットゼロに向かって進み続けることが可能です。
- 継続的排出責任の維持：企業ネットゼロ基準バージョン2.0は、ボランティアな認証プログラムを通じて、十全性の高いカーボンクレジットやその他の気候への貢献手法を、自社のカーボンフットプリント削減の代替としてではなく、補完するものとして利用するというバランスをとったアプローチを採用しています。

本基準には、要件 (Requirements) と推奨事項 (Recommendations) の両方と、2つの分野（スコープ2排出量の時間的マッチングと継続的排出責任）におけるボランティアな認証が含まれています。表1は、目標設定の具体的な要件とオプションをまとめたものです。

表1. 目標の種類と要件の概要

	スコープ1	スコープ2	スコープ3
短期目標 (5年目標)	全企業に必須	全企業に必須	カテゴリA企業に必須
長期目標 (遅くとも2050年までに 残余排出量レベルに達 するための目標)	目標設定手法によって 異なる	全企業へのオプション	全企業へのオプション
ネットゼロ目標は、スコープ1、2、3の短期および長期目標の両方と、加えてネットゼロ目標年の残余排出量 の中和を含めたものです。ネットゼロ目標の設定は全企業に対して、必須ではなく任意です。 ¹			

企業ネットゼロ基準バージョン2.0の要素の多くは、移行措置を通じて、企業ネットゼロ基準バージョン1でも利用可能、または今後利用可能になります。最新データに基づく将来志向の目標設定 (Forward-looking target setting) はすでに利用可能です。企業カテゴリ、目標実施のアプローチ、進捗評価、継続的排出責任は今後利用可能になります。統合されたスコープ1・スコープ2目標やスコープ3排出量へのアプローチなど、企業ネットゼロ基準バージョン1は、今後もSBTiへの導入として多くの企業にとって活用しやすいガイダンスです。したがって、企業ネットゼロ基準バージョン1をベースに目標設定にコミットし準備をしてきた企業には、今後もそれに基づいて目標を提出することが推奨されます。企業ネットゼロ基準バージョン1は、引き続き2027年末まで目標設定に有効です。詳細については、『[Continuing Use of Corporate Net-Zero Standard Version 1.3.1 and Transition to Corporate Net-Zero Standard Version 2.0](#)』をご参照ください。

すでに2030年目標を設定した企業は、実施までに十分なリードタイムを設けるため、2028年から企業ネットゼロ基準バージョン2.0に基づき次期サイクル (2030年～2035年) の目標設定に着手すべきです。

SBTi基準の枠組みを支えるのが企業ネットゼロ基準で、これはGHGプロトコル企業基準の定義に従ってスコープ1、スコープ2、スコープ3 (カテゴリ1からカテゴリ14) 排出量のセクター横断

¹企業ネットゼロ基準バージョン2.0は、SBTi短期目標基準と初期バージョンの企業ネットゼロ基準を統合し、その両方に代わるものとなるため、ネットゼロ目標をオプションとすることによって従前のアプローチとの一貫性を維持します。

型要件を規定しています。この枠組みには、金融機関向けネットゼロ基準、高排出業界向けセクター基準およびアプローチ式も含まれます。²企業ネットゼロ基準バージョン2.0との互換性を確保するため、現在SBTiはセクター基準を更新中で、新しいセクターも追加しています。この移行期間中、企業は引き続き既存のセクター基準を使用します。

企業ネットゼロ基準は、別途発行する次の3組の補足文書で補完されます。

- 方法論とパスウェイ: 目標設定の技術的な詳細を提示します。
- アシュアランス(保証): 目標検証とサイクル終了評価のプロセスを説明します。
- クレーム(主張): 企業が自社のSBTi目標についてコミュニケーションする方法を規定します。

更新後の本基準について、以下に各セクションの詳細を記載します。

A.1 企業カテゴリーの定義

企業ネットゼロ基準には2つの企業カテゴリーがあります。収益、その他の判断基準による定義に従い、カテゴリーA企業はすべての国の大企業、カテゴリーBはすべての国の小規模企業および低所得諸国の中規模企業で構成されます。

移行計画の開示、基準年データの保証、スコープ3目標の設定など、カテゴリーA企業の要件の一部はカテゴリーB企業には任意となりますが、カテゴリーB企業も最低要件を上回る努力をするようSBTiは強く奨励します。

コングロマリット内部の子会社が独自の事業を営む場合、別の企業と見なされることがあります。

A.2 ネットゼロ・ガバナンス

第1章では、目標設定と実施について組織全体で経営層のコミットメントを確保し、それをサポートするガバナンスの確立を目指します。

まずSBTi短期目標の設定に何が必要となるのか理解するところから始まります。ネットゼロに向け取り組むこと、目標を実施するための主要なアクションを記載した移行計画の策定、定期的な進捗報告などが含まれます。社内の最高レベルのガバナンスにおけるSBTi目標の承認が必要で、加えて目標の実施を監督する補助的なガバナンスの整備と脱炭素戦略と事業戦略の統合が求められます。

全企業に求められるのは、目標実施のための主要なアクションとそれに付随する前提条件・依存関係を含む移行計画があること、そして大まかなネットゼロ経路を策定することです。カテゴリーA企業は、目標の検証を受ける際にこれを開示するべきです。開示は最大15か月まで、必要に応じて延期できるフレキシビリティもあります。SBTiは、移行計画の有無を検証し、そこに企業ネットゼロ基準バージョン2.0で規定する必要な要素が含まれていることを確認します。移行計画を公開することにより、関連当事者による評価が可能になります。

²本書内の「セクター基準」とは、セクター別のSBTi文書を指し、セクター別基準、セクター別要件、またはセクター別ガイドラインを含む場合があります。

A.3 目標基準年評価

これが本基準による目標設定の基礎となります。過去の基準年を基礎とした企業ネットゼロ基準バージョン1とは対照的に、目標基準年用の最新データを使用することにより、ネットゼロへの継続的整合を徹底します。カテゴリA企業は、最低でも目標基準年データの限定保証を義務づけられ、これはカテゴリB企業への推奨事項でもあります。企業は引き続き各社の選択で、より早期の基準年に基づく目標を報告することができます。

A.4 スcope1の目標設定

ここでは、企業が遅くとも2050年までにscope1排出量をネットゼロに移行することを目指します。短期目標を設定する際、企業は次の3種類のオプションのいずれかを選択することができます。

- 絶対排出量削減:これは目標基準年からネットゼロ達成年まで直線的な排出経路です。
- 排出強度削減:企業は、鉄鋼、セメント、化学といったセクター固有の排出量削減機会を反映したセクター別排出強度経路の選択が可能です。
- 資産移行:これは資本ストックの入替(設備更新)が線形経路またはセクター別経路に沿って進まない企業向けです。企業は、既定のマイルストーン(例:新規のGHG排出資産投資の段階的廃止や既存のGHG排出資産の運用を段階的に廃止するタイムライン)および/または科学に基づく経路から導出した炭素予算を利用して、既存の資産を効率的に運用しながら低炭素資産に置き換える移行計画を設計します。このアプローチでは、定量的目標、すなわち該当する目標サイクルにおける排出削減量を移行計画内で設定する必要があります。商業的な機密性を踏まえ、企業の投資計画の詳細を公表することを期待するものではありません。

これら3種類のアプローチはいずれも、遅くとも2050年までのネットゼロ達成に向けたものです。企業は遅くとも2050年を目指して、scope1の長期目標を設定することも可能です。短期目標を排出強度または資産移行について設定した企業は、長期目標の設定が義務付けられます。

A.5 スcope2の目標設定

scope2排出量の目標設定方法は、低炭素電力使用への段階的な移行をサポートします。低炭素電力には、再生可能エネルギーおよび原子力エネルギーと併せ、炭素回収貯留機能を備えた電源も含めることができます。企業は、排出削減量および/または低炭素電力の使用比率増加を目標設定として選択することができ、オプションとして低炭素電力100%の達成またはscope2排出量の残余レベル到達による長期目標の設定も含まれます。

目標の実施は、低炭素発電への投資または契約(例:電力購入契約、差額決済契約(CfD)、再生可能エネルギー証書等)を通して実施することができます。稼働開始後15年までの発電設備に関する契約は、他の枠組みとの整合や、プロジェクトの事業性(ビジネスケース)、ファイナンス期間と一致させることが許容されます。稼働開始後36か月未満の発電所についての電力購入契約は、さらに長期の契約が可能です。既存の契約は契約期間中、新たな規定の適用を免除され、新しい要件に合致する必要はありません。

本基準では消費と同一のシステム内で調達するという条件があります。これは供給可能（deliverability）地域に基づいて定義されます。隣接する供給可能地域との相互接続送電権がその企業にあることを証明できる場合は、例外となります。同様に、地域をまたがって需要を集約し、単一の長期契約を締結する方が実務的である場合には、企業はそうようにすることができます。低炭素電力の供給が需要と比較して不足している場合など、構造的な障壁が存在する場合、企業はセクターレベルのアクション（例：他のシステムから購入）を取ることができます。

電力契約と消費を時間単位でマッチングすることは、一般的に年単位でのマッチングよりも望ましいとされます。これは、需要のシフトや低炭素発電・蓄電への投資に対してより効果的な価格シグナルをもたらし、電力需要と低炭素電力供給の整合性を高めることができます。実務の進展に伴い透明性の向上を図るため、電力使用量の多い企業は、時間単位で電力消費とマッチングされた低炭素電力の比率を報告することを義務付けられます。この分野でリーダーシップを示した企業は、時間的マッチングの一定水準達成についてSBTi認証を求めることができます。

A.6 スコープ3の目標設定

ここでは、企業が遅くとも2050年までにスコープ3排出量についてネットゼロに移行することを意図しています。

企業は、自社のバリューチェーンにおける重要性の高い排出源や自社が影響力を有する領域に注力するため、正当な理由に基づき、短期目標から限定的な除外を設けることを選択することができます。このような除外の例には、以下のものが含まれます。

- 個別に占める比率がスコープ3総排出量の5%未満のカテゴリ。
- スコープ1およびスコープ2目標に基づくエネルギー消費量削減を通じて排出量が削減されている場合は、カテゴリ3（燃料およびエネルギー関連活動）。
- 実務上の影響力が乏しい活動（例えばリース資産や販売した製品の加工で企業の業務上の支配権が及ばない場合）。

その上で、短期目標の設定について次の3種類のオプションから選択します。

- 包括的排出量削減目標：目標境界内の排出量を、目標基準年から遅くとも2050年までのネットゼロ達成年において残余排出量が10%以下になるように、直線的に削減する形で目標を構成します。
- 包括的サプライヤー／顧客整合目標：このアプローチでは、ティア1のサプライヤー／顧客のうち、科学に基づく目標を設定し、ネットゼロ目標年に向け段階的に進捗を続ける者の割合の増加がベンチマークに一致するよう、目標を設定します。
- カテゴリまたは活動固有の目標：このオプションは、スコープ3排出量の特定のカテゴリまたは高排出活動による排出量が集中する企業向けに、各社に合わせたテーラーメイドの目標設定が可能なオプションです。低炭素コモディティの調達や、低炭素製品およびサービスへ徐々に移行するのを促すための設計です。本オプションでは、選択可能なセクター別経路がある上流排出（例：鉄鋼、セメント、輸送）、その他の上流排出、ならびに下流排出を区別しています。これら3種類の区分に対して、利用可能な緩和手法を踏まえた目標設定を個別に提供するアプローチです。

これらのアプローチは、2050年のネットゼロ年を目指したものです。基本的に企業はスコープ3の長期目標の設定を義務付けられませんが、設定することを選択することもできます。

A.7 目標の実施

企業ネットゼロ基準バージョン2.0は、以下のヒエラルキーを導入することで、信頼性の高い目標達成の方法がどのようなものかを定義し、企業が自社事業とバリューチェーンを段階的に脱炭素化するアクションの優先順位を判断することを可能とします。

- 直接的アクション(活動レベル): 自社事業およびバリューチェーン内部の排出源で削減(例: 効率改善、燃料転換、サプライヤーや顧客に排出量削減を促す)。
- 共用システム内におけるアクション(活動プール): 排出量が共用システム(例: 送電網またはガス導管網、供給エリア(サプライ・シェッド)、物流ネットワークなど)に関係する場合、企業はこれらのシステム内部でアクションを取ることができます。低炭素属性を示す市場的手法(例: 電力、バイオメタン、鉄鋼もしくはセメントなどの原料)の活用が場合によっては可能となり、また同一システム内の脱炭素化活動(例: 供給エリア内におけるランドスケープ型の介入やその他の農業関連の介入)も含まれます。
- セクターレベルのアクション: 活動または活動プールレベルのオプションに制約がある場合、企業はセクターレベルのアクションを取ることができます。企業ネットゼロ基準バージョン2.0は、これらの取り組みが企業が責任を負う排出量の削減に実質的に貢献するために、同一の活動種別に関連し、かつ適切な地理的またはシステム上の文脈の中で実施されることを求めています。

こうしたアクションや市場的手法は企業ネットゼロ基準バージョン2.0に規定される最低限の十全性(インテグリティ)評価基準を満たすことが求められます。今後のガイダンスでさらに詳細が示される予定です。これには、プロジェクトに関する追加性要件や該当する市場的手法の発行プログラムがシステムレベルのインパクトを確保しているかといった要件が含まれます。SBTiは、適切とみなされる場合には、関連する第三者枠組みの認証を行うことを計画しています。企業が実施可能な主張は、実施したアクションの結果によって異なります。当該企業の物理的インベントリ内の排出量削減という結果を生じたアクションは、その企業の主張に反映することができます。一方、活動プールまたはセクターレベルの脱炭素化を支援したアクションは、システム貢献として主張することになります。

A.8 目標に対する進捗状況の評価

企業は、各種前提条件に依存しつつも、最善の努力をベースとして目標実現を目指します。企業は、排出量削減の推進に利用可能な方法をすべて活用することを期待されます。企業は進捗評価により、成果を明らかにするとともに、生じているギャップやそれに関する障壁を特定し、それらにどう対処するかという継続的なプロセスを進めていきます。その上で企業は、次期サイクルの目標を設定し、ネットゼロへの継続的な整合性を確保します。目標年に排出量が目標を上回った場合、次期目標サイクルでは、より大幅な削減とアクションの加速が義務付けられます。次期サイクルの新しい目標を設定する企業に対する最低進捗評価基準は、SBTiアシュアランス・マニュアルに記載します。このプロセスに従って進む企業は、引き続きSBTi枠組みに参加し続け、目標設定および実施、ネットゼロへの進展を継続することができます。

A.9 継続的排出責任

これは、世界全体での気候目標を達成するために気候貢献を加速する必要性の反映を意図しています。これは企業による自社排出量の削減に代わるものではなく補完するものであり、自社排出量の削減は今後もSBTi枠組みの中核であり続けます。

包括的なネットゼロ戦略の一環として、自社の継続的排出の責任を負うことに価値を見出す企業に対しては任意の認証が用意されています。このアプローチは、野心のレベルについて柔軟性を持たせており、継続的排出量の1%から100%までの範囲で実施が可能です。また、達成手段についても柔軟性があり、例えば排出量削減または除去（長期的除去か否かを問わず）、その他の気候アクション（例：将来的な緩和への先行投資、低炭素技術の研究開発、適応およびレジリエンス、損失と損害対策など）を実施することも可能です。

継続的排出責任プログラムに基づく認証を受ける活動については、十全性枠組みと一致する最低基準を設定済みです。今後SBTiでは、関連する第三者枠組みの認証のためのアプローチを開発します。2035年からは継続的排出責任を義務付けることを意図しており、ネットゼロ時には残余排出量の中和が求められます。

以上が企業ネットゼロ基準バージョン2.0の概要です。同基準の全文は本書のこれ以降の部分に記載されています。



SCIENCE
BASED
TARGETS

DRIVING AMBITIOUS CORPORATE CLIMATE ACTION

